

# 医療法人 愛和会 金沢病院

## 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 事業運営規程

<令和6年6月1日現在>

### (事業の目的)

第1条 医療法人愛和会 金沢病院(以下「事業所」という。)が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 前項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準 並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)及び「神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第29号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の理学療法士等によつてのみ行うものし、第三者への委託は行わないものとする。

### (名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人愛和会 金沢病院
- (2) 所在地 神戸市灘区神ノ木通り4-2-15

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)  
従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- (2) 医師 5名以上(常勤兼務)  
医師は、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成にあたり、利用者の診察を行う。また管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (3) 理学療法士 1名以上(常勤)
- (4) 作業療法士 1名以上(常勤)
- (5) 言語療法士 1名以上(常勤)

セラピストは、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの業務に当たる。

- (6) リハビリ助手 1名以上(非常勤)  
介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、神戸市内の区域とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前11時30分から午前12時35分、午後2時から午後3時5分、午後3時10分から午後4時15分までとする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第8条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1日37名とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 健康チェック
- (3) 物理療法
- (4) 自主訓練指導
- (5) リハビリテーションマネジメント

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション医師の指示に基づき、心身の機能回復を図る為、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画書を作成し、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、基本動作能力又は応用動作能力、社会適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。サービス提供日と実施内容を診療録に記載する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料等)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。なお法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
    - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
    - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
    - (3) 要介護者では事前に欠席の連絡なければキャンセル料が発生する場合がある。
    - (4) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって、降雪等の急な気象状況の悪化や利用者の心身の状況、利用者と事業所間の送迎に時間を要した場合に、計画上の時間よりもやむを得ず短くなった場合も計画上の単位数を算定する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第12条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合(病状急変を含む)は、医師に連絡をする等、マニュアルに沿って必要な処置を講ずると同時に利用者の家族又は緊急連絡先へ可能な限り速やかに連絡する。
  - 3 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
  - 4 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第13条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。
- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 院内感染防止対策委員会において、月一回、施設における食中毒又は感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討するものとする。
    - (2) 院内感染発生時は「院内感染対策指針」、食中毒発生時は「食中毒発生マニュアル」に準じる。
    - (3) 有事の際に、指針・マニュアル通りの対応を行うため、職員研修を定期的に行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の管理)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この取扱いは契約終了後も同様とする。
- 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合にあっては、利用者もしくはその家族の同意を文書により得た上で用いる。
- 4 前3号同意書の有効期限については、契約期間と同じとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録する。なお身体拘束等を行う場合には、解除する事を目標に検討・努力する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、リハビリ等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2カ月以内
- (2) 継続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じたときに随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 本事業所は事業に関する記録を整備し、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション完結から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

・令和5年6月1日 一部改定

・令和6年6月1日 一部改定

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

## 1. 事業者の概要

名 称	医療法人愛和会
代 表 者	理事長 金澤秀次
所 在 地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
電 話 番 号	078-871-9001 (代)
F A X	078-871-2993
U R L	<a href="http://www.kanazawa-hospital.jp/">http://www.kanazawa-hospital.jp/</a>
介護保険事業所番号	2810201406
第三者評価の実施状況	無し

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称

名 称	医療法人愛和会 金沢病院
管 理 者	院長 金澤成道
所 在 地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
電 話 番 号	078-871-9001 (代)
F A X	078-871-2993
開 設 年 月	2012年4月1日

### (2) 利用施設の概要

延 床 面 積	112㎡
利 用 定 員	37名
最 寄 り 駅	JR摩耶駅
所 要 時 間	徒歩10分

### (3) 従業者の職種、職務内容及び人員数

職種	職 務 内 容	人員数
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
専任医師	1 ご利用者様に医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれのご利用者様について、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常 勤 5名 以上

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同してご利用様の心身の状況、その置かれている環境及び意向を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するとともにご利用皆様等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>2 ご利用者様へ通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を交付します。</li> <li>3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従い、必要な理学療法、作業療法、言語療法、その他のリハビリテーションを行います。</li> <li>4 サービスの実施状況の把握及び通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行います。</li> <li>5 リハ会議等を通してケアマネジャーや他事業所と連携を図ります。</li> </ol>	常 勤 5 名 以上
リハビリ 助手	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1 名 以上

(4) 従業者の勤務体制

職 種	勤務体制
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	平日 午前8時30分～午後5時30分 常勤で勤務

3. 事業の実施地域

事業の実施地域	神戸市 中央区、灘区、東灘区
---------	----------------

4. 営業時間等

営 業 日	営業時間
平 日	午8時30分～午後5時30分
営業しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、 12月30日から1月3日

5. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護・要支援状態にあるものに対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

セラピストは、要介護・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用様の心身の機能の維持回復を図ります。また、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

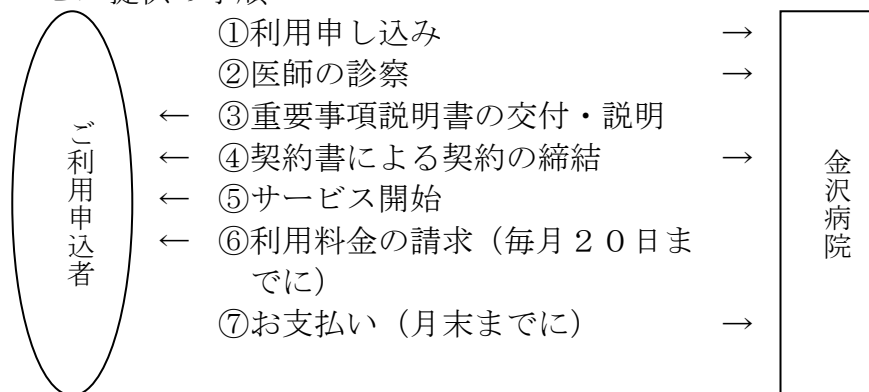
密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 提供するサービスの内容

健康チェック		血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成		ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
リハビリテーション	個別リハビリテーション	1回あたり約30分の個別リハビリテーションを行います。
	自主訓練	ご利用者様の能力に応じた自主訓練を指導します。
	物理療法	温熱や電気等の物理的なエネルギーを利用し、痛みや痺れの緩和、むくみ、循環改善を目指します。
	リハビリテーションマネジメント	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種が共同して、ご利用者様ごとのリハビリテーション実施計画を作成します。</li> <li>2 ご利用者様ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを実施し、ご利用者様の状況を定期的に記録します。</li> <li>3 ご利用者様ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直します。</li> <li>4 居宅介護支援事業者を通じて、訪問介護事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。</li> <li>5 新規にサービスを開始して1ヶ月以内に自宅訪問を行い、運動機能検査・家屋調査などを行います。</li> <li>6 リハ会議等を通してケアマネジャーや他事業所と連携を図ります。</li> </ol>
	短期集中個別リハビリテーション	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ご利用者様に対して、集中的にサービスを実施することが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に行います。</li> <li>2 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2回以上、1回あたり40分の個別リハビリテーションを行います。</li> </ol>



## 7. サービス提供の手順



## 8. サービス提供計画

医師の診療に基づきご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。その内容を利用者・ご家族様に説明・同意のうえ交付致します。医療機関退院後にサービスを利用される方は入院中にリハビリを受けていた医療機関からご利用者に係るリハビリテーション実施計画書を入手し内容を把握するとともに、指定通所リハビリテーション計画及び指定介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。

## 9. 料金

### (1) 通所リハビリテーション

#### (ア) 基本料

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
要介護1	369単位/回	3,933円	394円	787円	1,180円
要介護2	398単位/回	4,242円	425円	849円	1,273円
要介護3	429単位/回	4,573円	458円	915円	1,372円
要介護4	458単位/回	4,882円	489円	977円	1,465円
要介護5	491単位/回	5,234円	524円	1,047円	1,571円

#### (イ) 加算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)	
通所リハビリ理学療法士等体制強化加算	30単位/日	319円	32円	64円	96円	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位/日	1,172円	118円	235円	352円	
リハビリテーションマネジメント加算	イ(6月内)	560単位/月	5,969円	597円	1,194円	1,791円
	イ(6月超)	240単位/月	2,558円	256円	512円	768円
	ロ(6月内)	593単位/月	6,321円	633円	1,265円	1,897円
	ロ(6月超)	273単位/月	2,910円	291円	582円	873円
	ハ(6月内)	793単位/月	8,453円	846円	1,691円	2,536円
	ハ(6月超)	473単位/月	5,042円	505円	1,009円	1,513円
	医師説明	270単位/月	2,878円	288円	576円	864円

認知症短期集中リハビリ実施加算	I	240単位/日	2,558円	256円	512円	768円
	II	1,920単位/月	20,467円	2,047円	4,094円	6,141円
生活行為向上リハビリ実施加算		1,250単位/月	13,325円	1,333円	2,665円	3,998円
退院時共同指導加算		600単位/回	6,396円	640円	1,280円	1,919円
科学的介護推進体制加算		40単位/月	426円	43円	86円	128円

(ウ) 減算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
送迎	94単位/往復	1,002円	101円	201円	301円

(エ) 1日当たりの利用者負担額(短期集中加算の利用者の場合)

1割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	443円	474円	507円	538円	573円
2割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	885円	947円	1,013円	1,075円	1,145円
3割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	1,327円	1,420円	1,519円	1,612円	1,718円

基本報酬、理学療法士等体制強化加算、送迎減算を含みます。

その他の加算は含んでおりません。

(オ) 1日当たりの利用者負担額(短期集中加算の利用者は除く。)

1割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	326円	356円	389円	420円	456円
2割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	651円	712円	778円	840円	911円
3割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	976円	1,068円	1,167円	1,260円	1,366円

基本報酬、理学療法士等体制強化加算、送迎減算を含みます。

その他の加算は含んでおりません。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

(ア) 基本料

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
要支援1	2,268単位/月	24,176円	2,418円	4,836円	7,253円
要支援2	4,228単位/月	45,070円	4,507円	9,014円	13,521円

(イ) 加算

	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
生活行為向上リハビリ実施加算	562単位/月	5,990円	599円	1,198円	1,797円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,396円	640円	1,280円	1,919円

科学的介護推進体制加算	40単位/月	426円	43円	86円	128円
-------------	--------	------	-----	-----	------

(ウ) 減算

	介護度	単位	利用料金 (1日当たり)	利用者負担額 (1日当たり 1割負担)	利用者負担額 (1日当たり 2割負担)	利用者負担額 (1日当たり 3割負担)
長期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化	要支援1	120単位/月	1,279円	128円	256円	384円
	要支援2	240単位/月	2,558円	256円	512円	768円

(エ) 1月当たりの利用者負担額

1割負担	要支援1	要支援2
1月当たり	2,418円	4,507円
2割負担	要支援1	要支援2
1月当たり	4,836円	9,014円
3割負担	要支援1	要支援2
1月当たり	7,253円	13,521円

加算や減算は含んでおりません。

(3) 注意点

(ア) 介護保険適用時の1月当たりの利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載されている割合(1割、2割又は3割)となります。

(イ) 介護保険申請中でもサービスを利用することができます。ただし、介護度が非該当若しくは予測よりも低い認定となった場合は、利用者に利用料金の全額若しくは一部を実費にてお支払い頂くことがあります。

(4) その他の費用について

サービス提供記録の複写 1枚当たり 10円

10. お支払い方法

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	1	利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
	2	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までにご利用者様にお渡しします。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	1	請求月の月末までに、下記のいずれかの方法にてお支払い下さい。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み
	2	お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)

(1) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず支払いを請求した月末までに行われず、更に支払いの督促から14日以内に支払いがなかった場合は、サービス提供の契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料全額をお支払いください。その際、サービス提供証明書を発行致しますので、これを神戸市の窓口へ提出のうえ差額の払い戻しを受けて下さい。

### 1 1. サービスの終了方法

(1) ご利用者様の都合でサービスを終了する場合は、サービス終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了の30日前までに文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、自動的にサービスを終了します。

(ア) ご利用者様が、介護保険施設に入所した場合

(イ) ご利用者様が非該当（自立）と認定された場合

(ウ) ご利用者様が死亡した場合

(4) その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様又はご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で通知する事により直ちにサービスを終了することができます。

また、ご利用者様が利用者負担額の支払いが請求した月末までに行なわれず料金を支払うよう催告した日より14日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により30日以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、更に、ご利用者様又はご家族様が事業者や従業者又は他のご利用者様に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより直ちにサービスを終了することができます。

### 1 2. サービスの予約取り消し

ご利用者様の都合でサービスの予約を取り消す場合は、サービス相談窓口までご連絡下さい。ご連絡のない場合は、キャンセル料が発生します。ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は発生しません。

また、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは居宅サービス計画（ケアプラン）に基づくサービスのため、時間変更はできません。契約時間に来所されなかった場合は、ご連絡のない場合のキャンセル料が発生します。

なお、無断の利用中止が度重なる場合は、契約の解除を申し出る場合があります。

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合は、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて下記のキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日当日までにご連絡頂いた場合	キャンセル料は不要です。
	ご連絡のない場合	1日当たりの利用料の100%を請求いたします。

※要支援の方はキャンセル料が発生いたしません

### 13. 担当者の変更

ご希望がある場合は担当者またはサービス相談窓口までお申し出ください。

### 14. 賠償責任

サービスの提供に伴って、当事業所の責務に帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償します。

### 15. 免責事項

ご利用者様及びご利用者様の後見人又はご家族様の通所中に発生した事故及びトラブル・損害など、当事業所はいかなる責任も負いません。

### 16. 損害保険への加入

三井住友海上株式会社賠償責任保険に加入しています。契約内容についてはご希望の方に情報を公開します。

### 17. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対しサービス提供により事故が発生した場合（病状急変を含む）、医師に連絡をする等、マニュアルに沿って必要な処置を講ずると同時にご利用者様のご家族様又は緊急連絡先へ可能な限り速やかに連絡致します。

### 18. サービスに関する相談・要望・苦情

サービス相談窓口	窓口責任者 小西 祐貴 TEL 078 (871) 9001 ご利用時間 月～金 午前9時～午後17時15分
----------	--------------------------------------------------------------

行政機関その他の受付機関として、下記の相談窓口があります。 国民健康保険団体連合会	住所 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078 (332) 5617 FAX 078 (332) 5650 受付時間 月～金 午前9時～17時15分
市役所介護保険担当課	住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL 078 (322) 6228 受付時間 月～金 午前9時～17時00分

### 19. 衛生管理

事業所は、ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。また、感染症又は食中毒が発生又は蔓延しないように、委員会による防止対策の検討や研修等を実施致します。

### 20. 非常災害対策

院内防災マニュアルに沿って、従業者に対して定期的な防災訓練指導を行い、非常時すみやかな連携でご利用者様の安全を確保します。

地震や水害などサービス利用中に避難準備等の情報が出た場合はサービス終了とし、すみやかな連携でご利用者様の安全を確保します。

## 防災設備

1. 消火器		3. 自動火災報知機設備		5. 補助散水栓	
各階設置数	担当	・ 自動設備設置場所		各階設置数	担当
B階 9本	営繕課	4階詰所		B階 2本	営繕課
1階 14本	リハビリ	担当 4階看護師		1階 3本	放射線室
2階 11本	2階(看護師)	・ 副受診設備設置場所		2階 4本	2階(看護師)
3階 11本	3階(看護師)	5階事務局		3階 4本	3階(看護師)
4階 8本	4階(看護師)	昼間事務局職員		4階 1本	4階(看護師)
5階 2本	事務局	4. 放送設備(業務放送を含む)		5階 1本	事務局
2. 避難器具		・ 設置場所		6. スプリンクラー設備	
東館 1個	2. 3看護師	4階詰所(夜間4階看護師)		7. 連結送水管等	
西館 1個	2. 3看護師	5階事務局(昼間事務職員)		送水口設置場所	
				1階駐車場北側	

防災訓練 総合(避難・通報・消化)訓練 2回/年

消火訓練※消防署の立ち合いのもと実施

防火責任者 田代康浩(営繕技師長)

### 2 1. 秘密保持

サービスを提供するうえで知り得たご利用者様又はご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

### 2 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、委員会の設置や指針の整備など虐待防止措置を講じます。

### 2 3. 身体拘束の禁止

ご利用者様の拘束は原則として行いません。緊急やむを得ない場合のみ、同意を得て行うこともあります。解除する事を目標に検討・努力致します。

### 2 4. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

### 2 5. 留意事項

- (1) 指定通所リハビリテーション及び指定介護通所リハビリテーションは医師の指示に基づき提供します。
- (2) 従業者のサービス提供契約以外の営利行為や宗教勧誘等は禁止とします。
- (3) 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、再度重要事項説明書を交付・説明いたします。
- (4) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業所が交付するサービス利用表を提示してください。
- (5) サービス提供にあたって、降雪等の急な気象状況の悪化やご利用者様の心身の状況等により、計画上の時間よりもやむを得ず短くなった場合も計画上の単位数を算定致します。



様

医療法人愛和会 金沢病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション  
ご利用契約書



# 医療法人愛和会 金沢病院（通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション）ご利用契約書

ご利用者 様（以下「甲」という。）と医療法人愛和会 金沢病院（以下「乙」という。）とは、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

## 第1条（契約の目的）

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、甲の心身の機能の維持回復を図ります。
- 2 乙は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたり甲の要介護認定区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に甲が要介護認定区分の変更の認定を受け要介護認定の有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

## 第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの内容等）、従業者の勤務体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第4条（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成・変更）

- 1 乙は、診療又は運動機能検査等の結果を基に甲の心身の状況、その置かれている環境及び意向を踏まえて通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- 2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画は、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成します。
- 4 乙は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に説明しその同意を得るものとし、

## 第5条（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、医師の指示及び第4条に定めた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 甲が、介護保険申請中でもサービスを利用することができます。ただし、介護度が

非該当（自立）若しくは予測よりも低い認定となった場合は、甲に利用料金の全額若しくは一部を実費にてお支払い頂くことがあります。

#### 第6条（サービスの提供の記録）

- 1 乙は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、甲に関する前項のサービス実施記録を閲覧出来ます。
- 3 甲は、第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることが出来ます。この場合、甲は複写物1枚当たり【重要事項説明書】に定める実費を乙に支払うものとします。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 第7条（サービスの中止・中断）

- 1 甲は乙に対して、サービス利用の中止を申し出ることにより、料金を負担すること無くサービス利用を中止することができます。この場合、サービス利用日の概ね前日までに通知することを、甲の努力義務とします。
- 2 甲がサービス利用中に中断を申し出る場合は、利用時間に関わらず当該利用日分全額の料金を請求します。

#### 第8条（料金）

- 1 甲は、【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 乙は、前項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを甲に請求することができます。
  - 一 乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅から、甲を送迎する場合に要する費用
  - 二 甲の要望により通常要する時間を超えて提供された通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの費用から通常提供される通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス費用を差し引いた額
  - 三 食事の提供に要する費用
  - 四 おむつ代
  - 五 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、甲に負担させることが適当と認められる費用
- 3 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 4 乙は、甲が正当な理由もなく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて【重要事項説明書】に定めるキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 5 乙は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに甲に請求します。
- 6 甲は、当月の料金の合計額を請求月の翌月までに病院窓口又は乙の指定口座への振込みにて支払います。
- 7 乙は、甲から料金の支払いを受けた時は、甲に対し領収書を発行します。

#### 第9条（料金の変更）

- 1 乙は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料金及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、30日前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

- 2 甲が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し新たに契約を結びます。

#### 第10条（サービス利用料金の滞納）

- 1 甲が正当な理由なくサービス利用料金を甲が請求した月末までに支払われない場合、乙は、期間を定めて契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 乙は、甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかった場合は、この契約を文書により解除することができます。

#### 第11条（甲の解除権）

甲は、7日以上予告期間において文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

#### 第12条（乙の解除権）

乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

#### 第13条（契約の終了）

- 1 甲は乙に対して、7日以上予告期間において文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。ただし急な入院等やむを得ない事情がある場合は、7日以内でもこの契約を解除することができます。
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して30日以上予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - 一 乙が正当な理由無くサービスを提供しない場合
  - 二 乙が守秘義務に反した場合
  - 三 乙が甲及びその後見人又は家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - 四 乙が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - 一 甲のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うよう催告した日より14日以内に支払われない場合
  - 二 甲が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または甲の入院もしくは病気等により、30日以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - 三 甲及びその後見人又は家族が、乙や他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 一 甲が介護保険施設に入所した場合
  - 二 甲が、非該当（自立）と認定された場合
  - 三 甲が死亡した場合

#### 第14条（秘密保持）

- 1 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ使用することができません。

## 第15条（居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 第16条（協力義務）

甲は、乙が甲のため通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

## 第17条（苦情対応）

- 1 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスについて甲及び甲の後見人又は家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲及び甲の後見人又は家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いはしません。

## 第18条（緊急時の対応）

乙は、現に通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに甲に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

緊急連絡先 (家族等)	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
医療機関名	医師名	診療科目
	電話番号	

## 第19条（損害賠償）

- 1 乙は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに甲及び甲の後見人又は家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
- 4 賠償責任の解決に当たっては、乙の契約する損害保険会社、或いは、医師会付託の弁護士等の判断に委ねる場合のあることを、甲には承諾頂きます。

## 第20条（免責事項）

甲及び甲の後見人又は家族の通所中に発生した事故及びトラブル・損害など、乙はいかなる責任も負いません。

## 第21条（利用者代理人）

甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

## 第22条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、神戸地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第23条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

